



Japan Academy of Personal Finance

パーソナルファイナンス学会 第 22 回全国大会

報 告 要 旨

統一論題

庶民金融の歴史

東京情報大学（オンライン開催）

2023 年 2 月 18 日

開催趣旨

庶民が必要な資金を調達する「庶民金融」は、古い歴史があるにもかかわらず、金融システムの観点から注目されることは少なかったと言えます。特に、戦後の経済的な混乱期を経て、高度経済成長期から今日に至る過程で発展した庶民金融の歴史に関しては、「街金」や「サラ金」という、庶民金融の業界を揶揄した言葉で捉えた書物が世間から耳目を集める程度でした。

しかし近年、国民の消費行動が多様化する中、金融がデジタルなどの新たな技術と急速に融和しており、庶民金融の変遷は学術的な視点で正しく理解される必要性が増しています。そこで、本年度のパーソナルファイナンス学会においては、「庶民金融の歴史」という統一論題で、広く研究者間において有意義な議論を深めていきたいです。

大会実行委員長
堂下 浩（東京情報大学）

目 次

2月18日(土)

(1)【自由論題】

「路線・交通量によるSAPAの消費・利用傾向の相違分析
～SAPAに寄せられたお客様の声分析を通じて～」

岡本力信、竹本拓治、川本義海、上村祥代(福井大学)・・・・・・・・・・・・・・ 4

(2)【自由論題】

「社会的責任としての金融機関の金融教育プログラムの研究
－PROMISE 金融経済教育セミナーを事例として－」

佐藤亜美(SMBCコンシューマーファイナンス株式会社、福井大学)、本田知央(福井大学大学院)、竹本拓治(福井大学)・・・・・・・・・・・・・・ 5

(3)【イノベーション部会】

「ソーシャルレンディングの生存戦略
－イノベーションと正当性の獲得に注目して－」

藤原七重(千葉商科大学)・・・・・・・・・・・・・・ 6

(4)【自由論題】

「若年層の金融取引に関する一考察 ～サービスと関係性の視点から～」

村上真理(九州国際大学)・・・・・・・・・・・・・・ 9

(5)【統一論題】

「戦時経済下における銀行の合併経緯に関する研究
－合併談から紐解かれる第百銀行に着目した考察－」

伊藤幸郎、堂下 浩(東京情報大学)・・・・・・・・・・・・・・ 10

(6)【統一論題】

「中国の庶民金融 一昔と今一」

李 立栄(亜細亜大学)・・・・・・・・・・・・・・ 11

(7)【統一論題】

「貸金業法の完全施行後における民主党政権下で検討された制度の再改正に向けた
動向に関する研究

堂下 浩(東京情報大学)・・・・・・・・・・・・・・ 12

路線・交通量による SAPA の消費・利用傾向の相違分析

～SAPA に寄せられたお客様の声分析を通じて～

(岡本力信 竹本拓治 川本義海 上村祥代 2022)

この研究の目的は、利用者のニーズに即した SAPA の整備のために、路線や交通量による利用者の意見の傾向、またコロナ禍前後の変化状況を分析し、それをもって計画策定に係る提言を行うことである。

仮説としては以下の 3 点を設定した。各路線においてトラックなど商業目的での利用が多いところもあれば、レジャー目的での利用が多い箇所もある。このため、仮説 (H1)「利用者構成が異なれば、その路線毎の SAPA へのニーズにも違いが生じる」とした。次に交通量の過多は交通混雑を頻発させ、結果として利用者の休憩に対するニーズを高めると想定される。そのような状況下では、駐車、トイレといったニーズが優先され、その他のサービスについては軽視されることが予想される。これを鑑み仮説 (H2)「SAPA が接続する路線の交通量もまた利用者のニーズに違いをもたらす」とした。最後にコロナ禍により、利用者は商業施設においても防疫対策を重視するようになっており、この影響は SAPA にも同様と想定される。このため仮説 (H3)「コロナ禍前後で SAPA のニーズには変化がある」とした。

これらの検証に用いるデータは、中日本高速道路㈱に 2018 年度から 2020 年度に寄せられた「お客様の声」を用いた。分析に当たっては、まず KHCoder を用い頻出語の状況、階層クラスター分析により「食事」「接客」「清潔」「駐車場」「施設設備 (自由)」「施設設備 (機能)」の各カテゴリーに分類。これを基としてカイ二乗分析により路線別及び重交通区間及び非重交通区間別での傾向分析を行った。

路線別分析については、まず 2018 年度及び 2019 年度において、新東名高速道路等「駐車場」「施設設備 (機能)」への関心が高かった一方、同様に東西を繋ぐ東名高速道路、名神高速道路等では「食事」への関心が高いという違いが出た。また北陸自動車道など一部路線においても関心に特徴が表れた。また 2020 年度になると新東名高速道路等であった「駐車場」に対する関心が低下し、「清潔」への関心が高まるなど変化が見られた。この結果は H1 及び H3 を検証するものとなった。

交通量別については、重交通区間と非重交通区間の区分において、前者は「駐車場」「施設設備 (機能)」に、後者は「食事」「接客」に関心が高いといった特徴が見られた。次に双方の区間の年度ごとの変化を確認すると、年度を経るごとに重交通区間では「施設設備 (機能)」に代わり「清潔」への関心が、非重交通区間では「接客」から「施設設備 (機能)」へと関心が推移し言った。これにより H2 については検証されたが、H3 については明確とならなかった。

これらを鑑みた提言として、利用者の利用頻度の向上、滞在時間の延長を通じ消費額を増加させるべく、SAPA の差別化を区域単位で促進することを挙げる。ニーズに特徴のある路線、区間にある複数の SAPA を一つのグループとして取り扱い、ニーズに則した基本方針を定め整備を進めることで、利用者の棲み分けを促進するとともに、効率的な整備を実現することができると考える。

社会的責任としての金融機関の金融教育プログラムの研究
—PROMISE 金融経済教育セミナーを事例として—

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社／福井大学 佐藤 亜美
福井大学大学院 工学研究科 本田 知央
福井大学 竹本 拓治

本発表では、日本の高等学校で 2022 年 4 月から必修化された金融教育について取り上げる。2022 年は日本の金融教育にとって大きな転換点であった。金融教育の必修化に加え、金融教育の重要性が高まるであろう成年年齢の引き下げ、そして岸田内閣が推進する資産倍増計画である。また足下では、政府の検討分科会において、2024 年に新たな金融教育推進機構を立ち上げ、個人の資産形成を中立的に助言する専門資格を創設する事が報道されている。

このような金融教育の機運の高まりの中、政府、業界団体だけでなく金融機関を中心とした民間部門においても積極的に金融リテラシー教育を推進する企業が増加している。ただ一方で、過去に世界又はアジア諸国と比較調査されたデータによると、日本の金融リテラシーの水準は、相対的に低位に留まっている。

こうした日本の現状を踏まえ、日本の金融教育のあり方を問題意識とし、SMBC コンシューマーファイナンス株式会社が 2011 年より実施している「PROMISE 金融経済教育セミナー」を分析対象とし、先行研究・事例と比較し論じていく。

大藪・奥田（2014）は、金融教育の重要性を示しているものの、学校教育において授業時間数が限られている点を金融教育の課題として指摘している。また、殿垣（2023）によると、国民性が金融リテラシーの獲得に与える影響が強いとされる一方、日本は保守的な国民性であるため、個の主張がしやすい教育形態を作ることが重要であると示している。さらに竹本（2017）は、金融教育には知識教育から PBL 的な教育といった段階的・体系的な遷移が必要であると提言している。

分析手法として、「PROMISE 金融経済教育セミナー」を実際に受講した高校生、専門学校生に対して行ったアンケートを検証した。アンケート結果からは、「PROMISE 金融経済教育セミナー」は受講者の金融リテラシー向上に対し一定の効果が見られることがわかったものの、一方で限界も見えてきた。

そこで本発表では「PROMISE 金融経済教育セミナー」の今後の方向性を提言、延いては日本の金融教育プログラムの確立に向けた助言となることを目的とし、報告を行う。

本報告は、我が国のソーシャルレンディング産業の事例を通して、新規性の高い産業の生成と発展の経過を整理することを目的としている。とくに、マスメディアの報道や規制当局の対応に関わる資料を積み重ねることによって、その経過を明らかにし、ソーシャルレンディングというイノベーションが社会に普及し、新規産業として成立しつつある過程でどのような要因が影響を与えてきたのかを正当性とイノベーションという側面から検討するものである。

ソーシャルレンディングと呼ばれる、金融分野のイノベーション（Fintech）が我が国に生まれてから15年が経とうとしている。しかし、その過程は順調とは言えなかった。とくに、我が国では、黎明期に欧米の先行事例を模倣するかたちでいくつかのサービスが生まれ、メディアの注目を集めた一方で、淘汰された事業者や業態も散見される。また、事業者による不祥事や政策的な観点から、金融当局による規制のあり方も変化しており、ビジネスモデルの変更を余儀なくされた事業者も少なくない。

いうまでもなく、ソーシャルレンディングはクラウドファンディングの一類型である。クラウドファンディングに関しては、我が国においても多くの研究が積み重ねられており、Ciniiにおいても800本弱の文献が存在している（2023年2月8日）。しかし、その多くは、寄付型や購入型のクラウドファンディングに関するものであり、市場の過半数を占める融資（貸付）型のクラウドファンディング、つまりソーシャルレンディングに関する研究は、その一割強に留まっている。また、ソーシャルレンディングに関する研究の多くは、その時々の現状を紹介する事例研究にとどまっているという特徴がある。

これらを踏まえて、本稿では、「制度理論」における「正当性」を軸として、ソーシャルレンディング産業の整理を行うことを目的としている。

「正当性」とは、「ある主体の行為が、ある社会的に構成された規範・価値・信念・定義のシステムにおいて、望ましい・全うである・適切であるとされる一般的な認知または想定」（Suchman1995: 鈴木 2013）であり、ベンチャー企業や新規産業の生成に関する一連の研究においても、当該産業や組織の成功において資源獲得のための重要な資源と見なされている。（Aldrich and Fiol,1994: Zimmerman and Zeit,2002）

本稿では、とくに、ソーシャルレンディング事業者や産業がいかなる経過で正当性を獲得したか（獲得しようと試みたのか）、または喪失したか、場合によってはそれを再度取り戻そうとしているのかを、マスメディアの報道や規制当局との関わりから明らかにする。

なお、現時点では、ソーシャルレンディング業界は難しい状況に置かれていることは否定できず、イノベティブな産業として成功しているとは言い切れない。しかし、だからこそ、

当該業界に注目する必要があるのではないかと考える。

通常、経営学の研究の多くは、生き残り、すでに成功を収めている産業や組織に焦点を当てることが多い。しかし、Aldrich and Fiol(1994)は、産業の初期段階に光を当てること、また成功しなかった企業群に焦点を当てることの意義に触れている。また、そのプロセスにおいて、経済紙等のメディアが情報源となりうることを指摘している。また、商業銀行の正当性獲得に関する研究を行った Deephouse(1996)によれば、規制当局やメディアによって正当性が付与されるという。そうした点を踏まえると、Fintech という言葉が誕生した黎明期から投資家やメディアの注目を集めてきたソーシャルレンディング産業について、マスメディアの報道や事例研究をもとに整理をしておくことは資料的にも意義があると考えられる。

参考文献

- 鈴木智子 (2013)『イノベーションの普及における正当化とフレーミングの役割-「自分へのご褒美」消費の事例から』白桃書房
- 武石彰・青島矢一・軽部大 (2012)『イノベーションの理由-資源動員の創造的正当性』有斐閣
- 長谷川清 (2019)「ソーシャルレンディング（日本型 P2P レンディング）の現状と課題」成城大学経済研究所研究報告 No.86
- 樋口晴彦 (2021)「SBI 子会社の金融商品取引法違反事件の事例研究」千葉商大論叢第 59 巻第 2 号 (2021 年 11 月) pp.229-254
- 淵田康之 (2015)「FinTech の中核を占めるマーケットプレイス・レンディング」野村資本市場クォーターリー2015 夏, pp.21-45
- 松尾順介 (2020)「貸付型クラウドファンディングの今後の展望-海外の状況を踏まえて-」季刊個人金融 2020 秋, pp.34-43
- 森田果(2010)「ソーシャル・レンディングの機能-maneo の事例を題材に-」『GEMC journal』no3., pp.50-71.
- Aldrich, H.E., and Fiol, C.M. (1994) Fools Rush in? The Institutional Context of Industry Creation, *The Academy of Management Review* Vol. 19, No. 4, pp. 645-670
- Aldrich, H.E.(1999) *Organizations Evolving*, Sage Publications (若林直樹・高瀬武典・岸田民樹・坂野友昭・稲垣京輔訳 (2007)『組織進化論 -企業のライフサイクルを探る』) 東洋経済新報社
- Deephouse, D.L. Does Isomorphism Legitimate?, *The Academy of Management Journal* Vol. 39, No. 4, pp. 1024-1039
- Jonsson, S., Greve, H.R. and Fujiwara-Greve, T. Undeserved Loss: The Spread of Legitimacy Loss to Innocent Organizations in Response to Reported Corporate Deviance, *Administrative Science Quarterly* Vol. 54, No. 2, pp. 195-228
- Rogers, E.M.(1995,2003) *DIFFUSION of INNOVATIONS*, Free Press (三藤利雄訳 (2007)

『イノベーションの普及』 翔泳社)

Suchman, M.C. Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches, *The Academy of Management Review*, Jul., 1995, Vol. 20, No. 3, pp. 571-610

Zimmerman, M., and Zeit, G.T. (2002) Beyond Survival: Achieving New Venture Growth by Building Legitimacy, *The Academy of Management Review*, Jul., 2002, Vol. 27, No. 3 (Jul., 2002), pp. 414-431

クラウドファンディング協会 (2020) クラウドファンディング市場調査報告書

若年層の金融取引に関する一考察 ～サービスと関係性の視点から～

九州国際大学 村上真理

わが国のマーケティング研究は、そのほとんどをマーケティング発祥の地である米国に学んできた。しかし近年、従来とは明らかに異なるタイプのマーケティング理論やサービスに関する研究が主流になりつつある。そこではサービスをプロセスとして捉えると共に、顧客との関係性や価値共創の枠組みが重視される（Vargo and Lush[2004], Grönroos[2006], Grönroos[2008]ほか）。そして、主に企業の生産・販売活動を対象とした研究成果が蓄積されているところだが、まだ説得力ある事例研究の不足しているのが現状である。

このようなマーケティング理論のパラダイムシフトは、金融業務においても例外ではない。今後、ますます顧客関係性や価値共創への意識が高まると予想される中、業務についても「金融サービスそのものが変質するのか?」「顧客と金融機関との関係性はどうなる?」といった疑問が生じる。それゆえ大小さまざまなアプローチを試みることで、リサーチギャップの一端を埋めようとするには意味があるであろう。

そこで本研究では、新たなサービスの捉え方や価値共創への意識の高まりが、今後の金融業務にどのような影響を及ぼすかを探索的に検証した。具体的には、大学生を対象にしたアンケート調査を行ったものである。さらに、その結果を信用金庫の実務スタッフと共同検討し、多面的な考察が適うよう配慮した。今回は 200 程度の標本数による限定的なアプローチに留まったが、実務における一定のインプリケーションを引き出せている。

アンケートの設計にあたっては、サービス・関係性・金融取引を主要概念とした。認識の有無を検証する質問には語群から選ぶ方式、認識の度合を測る質問には 5 件法をそれぞれ用い、調査結果は相関分析にかけている。なお、ここで大学生をアンケート調査の対象としたのは、金融機関の利用経験をほとんど持たない方が、どの主要概念についても先入観なくイメージを形成できると考えたからである。

分析結果は示唆に富むものであった。金融機関の利用経験が乏しい若年層は、過去の経験の延長線上で「金融機関との関わり方」をイメージしがちである。このため、金利選好意識の強い中堅世代とは行動パターンが異なるのではないかと思われる。また、初めて訪れた金融店舗での職員の丁寧なアドバイスや些細な気遣いに、高い好感度を示すことも明らかになった。そのことは幅広いサービスの捉え方、関係性を長期継続的なものとして捉える傾向等と高いレベルで相関しており興味深い。多くの金融機関では、新社会人向けに金利優遇による「フレッシューズキャンペーン」を展開しているが、サービスや関係性の面からは見直し余地があるとのインプリケーションを得ている。

戦時経済下における銀行の合併経緯に関する研究
—合併談から紐解かれる第百銀行に着目した考察—

伊藤 幸郎

東京情報大学 総合情報学部・非常勤講師

堂下 浩

東京情報大学 総合情報学部・教授

1943（昭和18）年4月1日、太平洋戦争時において日本国家の軍需資金の需要に応えるという目的で、①三井銀行と第一銀行が対等合併し帝国銀行の誕生、②三菱銀行による第百銀行の吸収合併、といった4銀行が関わる2つの合併策が行われた。三井銀行と第一銀行、ならびに三菱銀行と第百銀行との合併が決定された当時の新聞記事や論評等は、どの資料でも「それぞれの銀行は『自発的意思』に基づいて合併を進めた」という論調であった。しかしながら、第百銀行は川崎財閥の中核機能を担っていたため、戦時下において第百銀行が三菱銀行に吸収合併されることで、川崎財閥としての機能が実質的に解体されてしまうこととなる。つまり第百銀行が、新聞報道や論評等にあるように「自発的意思」に基づき合併したとは考えにくい。

そこで、我々は銀行の合併に関連する社史や銀行の合併が決着した直後の新聞紙面を分析し、これら4行が合併するまでの推移、銀行合併に携わった人物の発言録などを時系列で整理しながら紐解いた。

まず、計画的な戦費資金の調達を目指し、銀行への預金増強を要請した大蔵省は中堅規模による銀行同士の合併を想定していた。一方、三井銀行の会長であった万代順四郎（以下、万代）は大規模な銀行同士の合併を想定し、自らが主体的立場となって第一銀行との合併を進めた。万代の銀行合併策に感化されるように、今度は結城豊太郎（日本銀行総裁・金融統制会会長）が、「三菱銀行と第百銀行とを合併させる」と、三菱銀行と第百銀行の合併を進める発端となる発言をした。また、第百銀行頭取であった關根善作は、「結城より三菱銀行との合併を慫慂された」と述べた。なお、三井銀行の会長を務めていた加藤武男は、早急な戦費資金を調達するために（金融業界として）組織の整備を迅速に行う必要性があったため、三菱銀行が第百銀行を吸収する形式で合併を進めていたと、当時の裏事情を述懐していた。

以上、我々が行った文献を中心とする調査において、第百銀行が積極的に三菱銀行との合併談を進めた形跡を確認できなかった。さらに、日本銀行総裁と金融統制会会長とを兼務していた結城豊太郎の意向で三菱銀行と第百銀行の合併が進められた点に着目すると、第三者が中心となり、少なくとも第百銀行側の経営陣は蚊帳の外に置かれた状態で、第百銀行と三菱銀行の合併構想が水面下で進められていた可能性を否定できない。

以上

中国の庶民金融*

—昔と今—

亜細亜大学 李 立栄

近年、世界各国で所得格差や経済格差といった格差社会が問題となっている。コロナ禍の影響と物価の高騰などを受けて、貧困層の増加が社会問題となり、庶民金融の重要性が再び注目されている。

庶民金融の歴史は長い。中国における民間融資の出現は、紀元前8世紀から紀元前3世紀の春秋戦国時代に遡り、唐の時代（7世紀～9世紀）に最も盛んになった時期がある。対外貿易や国内商業が隆盛を極め、首都の西安に中国最初の金融市場が創設されたほか、信用貸付や抵当貸付など現代の金融にも通じる手法が用いられていた。また、明・清の時代（14世紀～20世紀）では、高利貸を排除するため、朝廷主導で「大明律」という法律を制定し、民間における貸出利率を年換算で上限36%と厳しく制限し、社会秩序の安定に努めた。さらに、中国の金融システムの近代化以前から存在した合会やインフォーマル金融（民間銭庄、地下金融、民間担保会社、小額貸付会社、質屋、基金会<ファンド>、投資公司・組合）などの民間金融組織による信用（金融）仲介の他、援助・相互扶助のためのマイクロファイナンス、消費者金融、農村金融などの形態も多く存在している。

庶民金融には、シャドーバンキングに含まれるものも多い。中国では、シャドーバンキング（影子銀行）と呼ばれる銀行以外の金融仲介が近年急速に発達し、実体経済の新規資金調達の半分以上を占める。中国のシャドーバンキングは、①制度化された金融システムに組み込まれたもの（ノンバンクなど）、②インフォーマルな民間貸借（質屋や投資組合など）、③銀行システム外のフィンテック型（ネット小口融資、オンライン・オルタナティブ・ファイナンスなど）、の3類型に分類できる。それぞれの発展メカニズム、形成過程、そのリスクについて考察すれば、後二者は庶民金融を包含し、さまざまな問題の指摘が可能であるものの、自由競争への転換と金融包摂の意義や、金融分野におけるイノベーションの活性化をもたらす面があるという積極的評価が可能である。

本報告では、中国の庶民金融の変遷と実態を考察するとともに、その形成過程と発展メカニズムを分析する。また、昔と今の中国の庶民金融の発展形態の違いと役割を明らかにし、今後の発展、規制改革の方向性と課題を展望したい。

キーワード：庶民金融、シャドーバンキング、金融仲介、中国の金融システム、フィンテック、金融包摂、規制監督

* 本発表は拙著『中国のシャドーバンキング—形成の歴史と今後の課題』（2022年5月刊、同年7月重版、早稲田大学出版部）の一部を要約したものである。

貸金業法の完全施行後における民主党政権下で検討された

制度の再改正に向けた動向に関する研究

堂下 浩

東京情報大学 総合情報学部・教授

政府はいわゆる「多重債務者」の数を抑制することを目的として貸金業法を 2006 年 12 月に改正した。また貸金業法は施行にあたり 2 年 6 か月以内に必要な検討を行うという見直し規定も制定された（附則第 67 条関係）。この背景には、貸金市場で発生した問題の解決策として出資法の上限金利引下げに代表される資金供給者への経済規制の強化策が一貫して取られてきた反面、返済困難に陥った資金需要者に対する救済策はあまり講じられてこなかった点が挙げられる。このため、内閣府規制改革会議が 2008 年 6 月から貸金業法の影響について調査を開始するなど、政府内でも法律の完全施行に疑問を呈する動きも見られた。しかしながら、2009 年 7 月に自民党・公明党から民主党政権への交代で規制改革会議は完全に停止し、貸金業法は規定通り 2010 年 6 月に完全施行された。

ところが、完全施行の直後から再び法律を見直す動きが散見されるようになった。先ず大阪府は貸金業法の完全施行が府下の地域経済に多大な影響を及ぼす可能性を懸念し、2010 年 7 月に大阪府は貸金業法の完全施行の影響を緩和させるための処置として「小規模金融特区」を提案した。しかし、国は大阪府による特区提案を認めなかった。

大阪府の小規模金融構造改革特区が政府により拒否された結果は国政においても影響を与えた。2011 年 2 月には民主、自民、公明、みんなの 4 党の議員が呼びかけ人となり、議員立法による貸金業法改正を目指した超党派有志議員による勉強会『『貸金業法改正』の影響と対策に関する勉強会』が発足し、少なくとも 9 回の勉強会が開催された。

その後、この勉強会で示された政策提案骨子に基づき、2011 年 8 月に野党・自民党では「小口金融市場に関する小委員会」が党内で正式な委員会として発足され、会合の成果として 2012 年 5 月に「利息制限法等改正案のあらまし」を発表した。また、与党・民主党も 2012 年 4 月に「改正貸金業法検討ワーキング・チーム」を発足し、2012 年 7 月に改正案の骨子を提示し、同年 9 月に支持母体である連合とも協議した。しかしながら、同年 11 月の総選挙で民主党が政権与党から下野したことで本案の扱いは止まった。

こうした民主党政権下で行われた貸金業法の再改正に向けた活発な論議は法律の再改正が黙殺された結果、庶民金融が機能不全に陥っている今日の状況改善に示唆を与える。

以上

2023 年 2 月 10 日発行

編集・制作：パーソナルファイナンス学会 大会実行委員会

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F

IBI 国際ビジネス研究センター内

TEL : 03-5273-0473 FAX : 03-3203-5964

e-mail: japf@ibi-japan.co.jp

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については、お問い合わせください。